を工期延期変更契約時の契約工期とする。（工事着工日から起算し、上記、実施工事期間を加えた工期が、12月29日から１月７日までを含む場合は、10日を、８月12日から８月16日までを含む場合は、５日を加算した工期を契約期間とする。）

※予定している工期延期後における実施工事期間は289日。実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。

※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。

③　契約予定工事

（工事件名）浦和東部第二地区Ｂ12－６号線外道路他工事

（工事内容）整地・道路・舗装工事
掘削工（土砂掘削）6,000㎥
盛土工（流用土盛土）8,000㎥
構造物撤去工（家屋撤去56棟含む）１式
路面排水工　7,800m
舗装工　26,600㎡
照明工　44本
植栽工　１式

（工期）平成27年５月～平成28年３月（６ヶ月間延伸予定）

④　契約予定工事

（工事件名）岩槻南部新和西地区外南部中央通り線外道路整備（その４）工事

（工事内容）道路・舗装工事
掘削工（土砂掘削）32,900㎥
盛土工（発生土・流用土）9,650㎥
路面排水工（Ｕ型、Ｌ型）3,300m
橋梁撤去工　１式
舗装工　16,390㎡
電線共同溝工　8,870m

（工期）平成27年５月～平成28年３月（６ヶ月間延伸予定）

⑤　契約予定工事

（工事件名）岩槻南部新和西地区蒲生岩槻線歩道整備他（その３）工事

（工事内容）道路・舗装工事
路面排水工（Ｕ型・都市型）1,260m
構造物撤去工　１式
舗装工　3,020㎡
切削オーバーレイ　1,690㎡

（工期）平成27年12月～平成28年３月（６ヶ月間延伸予定）

⑥　契約予定工事

（工事件名）岩槻南部新和西地区外Ｉ－89街区外整地工事

（工事内容）整地工事
掘削工（場外搬出）40,000㎥
構造物撤去工　１式

（工期）平成28年４月～平成29年３月

⑸　工事実施形態

①　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。

②　「１⑷①の当初工事」及び「１⑷②の契約予定工事」は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう））を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の試行工事である。

③　本工事は、申請時に「企業の技術力」及び「施工計画」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（タイプＢ）の工事である。（なお、本工事は、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（土木・造園工事）平成22年10月」を適用するものとする。）

④　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑤　本工事は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。

⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑦　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑧　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑨　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、埼玉地域担当推進役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに５⑴①の首都圏入札チームへ「紙入札方式参加承諾願」「紙入札業者入力票」を提出すること。）

２　競争参加資格　次の⑴から⑯に掲げる条件を全て満たしている単体業者又は、条件を全て満たし⑱の構成基準により結成された共同企業体であり、かつ、⑱に掲げる競争参加資格の確認手続きにより、１⑷に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格について、認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都圏ニュータウン本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により、再認定を受けていること。）また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も提出できるが、開札時までに当該の認定を受けていることとする。

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷　特定建設工事共同企業体とする場合は上記⑵に加え、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　特定建設工事共同企業体における代表者（以下、「ＪＶ代表者」という。）は、当機構東日本地区における平成25・26年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。

ロ　特定建設工事共同企業体の構成員について（以下、「ＪＶ構成員」という。）は、東日本地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。なお、特定建設工事共同企業体の構成は最大２者とし、各構成員の構成比率は30％以上とする。申請等については下記⑰による。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、首都圏ニュータウン本部長から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

※定義については、当機構ホームページ「入札・契約情報」（http://www.ur-net.go.jp/order）に掲載。